

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="394 541 997 659">排水設備工事施行基準 (2025.4 改正版)</p> <p data-bbox="418 1780 967 1824">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="1605 541 2208 659">排水設備工事施行基準 (2026.4 改正版)</p> <p data-bbox="1629 1780 2178 1824">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="2516 579 2694 653">【修正】 改正年月を変更</p>

現 行	改正案	備 考
<p>5 施工 3-5-7</p> <p>第6節 排水設備の施工</p> <p>1 基本的事項 3-6-1</p> <p>2 屋内排水設備の施工 3-6-2</p> <p>3 屋外排水設備の施工 3-6-5</p> <p>第7節 排水設備設置義務免除について</p> <p>. 3-7-1</p>	<p>5 施工 3-5-7</p> <p>第6節 排水設備の施工</p> <p>1 基本的事項 3-6-1</p> <p>2 屋内排水設備の施工 3-6-2</p> <p>3 屋外排水設備の施工 3-6-5</p> <p>第7節 排水設備設置義務免除について</p> <p>. 3-7-1</p>	
<p>参 考 資 料</p> <p>資料1 下水道の水理 参-1-1</p> <p>資料2 計算例（排水） 参-2-1</p> <p>資料3 流量表（排水） 参-3-1</p> <p>資料4 グリース阻集器の選定 参-4-1</p> <p>資料5 特定施設の一覧表 参-5-1</p> <p>資料6 低宅地汚水ポンプ施設設置基準 参-6-1</p> <p>資料7 誤りやすい排水・通気配管 参-7-1</p> <p>資料8 排水設備自主検査チェックリスト 参-8-1</p> <p>資料9 道路工事現場における標示施設等の設置基準 . . . 参-9-1</p> <p>資料10 主な規格一覧 参-10-1</p>	<p>参 考 資 料</p> <p>資料1 下水道の水理 参-1-1</p> <p>資料2 計算例（排水） 参-2-1</p> <p>資料3 流量表（排水） 参-3-1</p> <p>資料4 グリース阻集器の選定 参-4-1</p> <p>資料5 特定施設の一覧表 参-5-1</p> <p>資料6 低宅地汚水ポンプ施設設置基準 参-6-1</p> <p>資料7 誤りやすい排水・通気配管 参-7-1</p> <p>資料8 排水設備自主検査チェックリスト 参-8-1</p> <p>資料9 道路工事現場における標示施設等の設置基準 . . . 参-9-1</p> <p>資料10 主な規格一覧 参-10-1</p> <p>資料11 鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム</p> <p>利用に関する取扱 . . . 参-11-1</p>	
<p>参考文献</p>	<p>参考文献</p>	<p>【項目の追加】</p> <p>・電子申請導入に伴い、 電子申請の取扱について 参考資料へ追加</p>

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 排水設備工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。</p> <p>1.2 承認要件</p> <p>排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。</p> <p>(1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。</p> <p>(3) 排水の水質基準に適合すること。</p> <p>(4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.3 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、<u>施行規程様式第 1 号</u>に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>(1) 排水設備工事申請・設計書</p> <p>ア 設置場所</p> <p>排水設備を設置する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者</p> <p>排水設備を設置する者（申請者）の現住所及び氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 排水設備番号</p> <p>エ 利害関係者確認</p> <p>当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。</p> <p>オ 誓約事項</p> <p>排水設備について、以下の内容を誓約するものである。誓約内容について、申請者が納得することが必須である。</p> <p>(ア) 排水設備について第三者からの異議の申し立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること</p> <p>(イ) 排水設備は条例にしたがい管理すること</p> <p>(ウ) 排水設備に起因する問題が生じた際は、申請者が責任を持って解決すること</p> <p>(エ) 各種設備を設ける場合の誓約</p> <p>(オ) 竣工後、申請者は指定排水工事業者から竣工図を基に説明を受け、施行内容について確認すること</p> <p>(2) 委任状</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 排水設備工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。</p> <p>1.2 承認要件</p> <p>排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。</p> <p>(1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。</p> <p>(3) 排水の水質基準に適合すること。</p> <p>(4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.3 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、申請方法に応じた必要書類を用意し管理者に提出する。電子申請を利用する際は、「鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱」（資料 11）を併せて参照のこと。</p> <p>(1) 排水設備工事申請・設計書 （施行規程様式第 1 号）</p> <p>ア 設置場所</p> <p>排水設備を設置する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者</p> <p>排水設備を設置する者（申請者）の現住所及び氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 排水設備番号</p> <p>エ 利害関係者確認</p> <p>当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。</p> <p>(2) 委任状 （施行規程様式第 1 号の 4）</p> <p>ア 委任日</p> <p>イ 工事申請者（委任者）</p> <p>ウ 指定排水工事業者</p> <p>エ 工事箇所（設備場所）</p> <p>オ 管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き</p> <p>(イ) 工事施行</p> <p>(ウ) 工事に係わる設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p> <p style="text-align: center;">2-2-1</p>	<p>【申請方法の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続方法に電子申請が追加されることに伴い、電子申請の取扱について追記 <p>【様式番号の追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備工事申請・設計書に様式番号を追加 <p>【様式番号の追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委任状に様式番号を追加 <p>【様式見直しに伴う項目順序修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書、委任状の様式見直しに伴い、(1)オ→(2)カへ移行

現 行	改正案	備 考
<p>ア 委任日 イ 工事申請者（委任者） ウ 指定排水工事業者 エ 工事箇所（設備場所） オ 管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</p> <p>（ア）工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き （イ）工事施行 （ウ）工事に係わる設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p> <p>排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に係る一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲については、申請者と指定排水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p style="text-align: center;">2-2-2</p>	<p>排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に係る一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲については、申請者と指定排水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p>カ 誓約事項</p> <p>排水設備について、以下の内容を誓約するものである。誓約内容について、申請者が納得することが必須である。</p> <p>（ア）排水設備について第三者からの異議の申し立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること</p> <p>（イ）排水設備は条例にしたがい管理すること</p> <p>（ウ）排水設備に起因する問題が生じた際は、申請者が責任を持って解決すること</p> <p>（エ）各種設備を設ける場合の誓約</p> <p>（オ）竣工後、申請者は指定排水工事業者から竣工図を基に説明を受け、施行内容について確認すること</p> <p style="text-align: center;">2-2-2</p>	<p>【様式見直しに伴う 項目順序修正】</p> <p>・申請書、委任状の様式見直しに伴い、(1)オ→(2)カへ移行</p>

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第3節 設 計 審 査</p> <p>指定排水工事業者は、排水設備等の新設、改造及び撤去工事を施行する場合は、条例第7条第2項の規定に基づき、管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>設計審査は、これらの排水設備工事等の適正施行を確保するため工事着手前に設置しようとする排水設備等の構造及び材質が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p>1 設計審査の申込方法</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>排水設備工事の新設・改造又は撤去を行うときは、<u>施行規程様式第1号に必要事項を記入して提出する。</u></p> <p>ア 排水設備工事申請・設計書</p> <p>イ 委任状</p> <p>(2) 「排水設備工事申請・設計書」の記入方法</p> <p>各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p>ア 設備場所</p> <p>工事箇所の住所を記入する。土地使用承諾, 支管分岐等利害関係者の承諾が必要な場合は、別途承諾書等を提出する。</p> <p>イ 申請者</p> <p>申請者の住所を記入及び氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 排水設備番号</p> <p>エ 指定排水工事業者</p> <p>指定排水工事業者は商号・指定番号及び代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>オ 責任技術者</p> <p>当該工事を担当する責任技術者の氏名を記入する。</p> <p>カ 申請概要</p> <p>建築種別、建物概要等を記入する。</p> <p>キ 工事申請日・竣工予定日</p> <p>当該工事の工事申請及び竣工予定年月日を記入する。</p> <p>ク 工事費（必要に応じ）・使用材料</p> <p>ケ 位置図</p> <p>コ 設計条件及び設計図</p> <p>(3) 「委任状」の記入方法</p> <p>ア 委任日</p> <p>イ 工事申請者（委任者）</p> <p style="text-align: right;">2-3-1</p>	<p style="text-align: center;">第3節 設 計 審 査</p> <p>指定排水工事業者は、排水設備等の新設、改造及び撤去工事を施行する場合は、条例第7条第2項の規定に基づき、管理者の設計審査を受けなければならない。</p> <p>設計審査は、これらの排水設備工事等の適正施行を確保するため工事着手前に設置しようとする排水設備等の構造及び材質が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。</p> <p>1 設計審査の申込方法</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>排水設備工事の新設・改造又は撤去を行うときは、以下の書類に必要事項を記入して提出する。電子申請を利用する際は、「鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱」（資料11）を併せて参照のこと。</p> <p>ア 排水設備工事申請・設計書（施行規程様式第1号）</p> <p>イ 委任状（施行規程様式第1号の3）</p> <p>(2) 「排水設備工事申請・設計書」の記入方法</p> <p>各記入欄に次の事項を記入する。</p> <p>ア 設備場所</p> <p>工事箇所の住所を記入する。土地使用承諾, 支管分岐等利害関係者の承諾が必要な場合は、別途承諾書等を提出する。</p> <p>イ 申請者</p> <p>申請者の住所を記入及び氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 排水設備番号</p> <p>エ 指定排水工事業者</p> <p>指定排水工事業者は商号・指定番号及び代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>オ 責任技術者</p> <p>当該工事を担当する責任技術者の氏名を記入する。</p> <p>カ 申請概要</p> <p>建築種別、建物概要等を記入する。</p> <p>キ 工事申請日・竣工予定日</p> <p>当該工事の工事申請及び竣工予定年月日を記入する。</p> <p>ク 工事費（必要に応じ）・使用材料</p> <p>ケ 位置図</p> <p>コ 設計条件及び設計図</p> <p>(3) 「委任状」の記入方法</p> <p>ア 委任日</p> <p style="text-align: right;">2-3-1</p>	<p>【申請方法の追加】</p> <p>・手続方法に電子申請が追加されることに伴い、電子申請の取扱について追記</p>

現 行	改正案	備 考
<p>申請者の現住所及び氏名を記入する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合、代表者氏名も記入する。</p> <p>ウ 指定排水工事業者 工事等を受任する指定排水工事業者の商号、代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>エ 工事箇所（設備場所）</p> <p>2 審査項目</p> <p>(1) 分岐箇所 汚水本管・取付管又は既設管の位置・管種及び口径の確認</p> <p>(2) 配管 ア 管種・配管位置及び構造等の適否 イ 管径及び勾配の適否 ウ 管防護の適否</p> <p>(3) 通気配管の適否</p> <p>(4) ます及び掃除口等の設置位置の適否</p> <p>(5) 器具及び材料の適否</p> <p>(6) 阻集器及び除害施設の適否</p> <p>3 手数料の納入 排水設備工事申請の設計審査承認後に設計審査・工事検査手数料を納入すること。</p> <p>4 工事の着手 排水設備工事は、次の項目後に工事着手すること。</p> <p>(1) 排水設備工事申請の設計審査承認 (2) 設計審査及び工事検査手数料の納入</p> <p>5 工事変更等の取扱い 当初申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。</p> <p>(1) 工事変更をする場合 工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。</p> <p>(2) 工事を中止する場合 工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">2-3-2</p>	<p>イ 工事申請者（委任者） 申請者の現住所及び氏名を記入する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合、代表者氏名も記入する。</p> <p>ウ 指定排水工事業者 工事等を受任する指定排水工事業者の商号、代表者氏名及び住所を記入する。</p> <p>エ 工事箇所（設備場所）</p> <p>2 審査項目</p> <p>(1) 分岐箇所 汚水本管・取付管又は既設管の位置・管種及び口径の確認</p> <p>(2) 配管 ア 管種・配管位置及び構造等の適否 イ 管径及び勾配の適否 ウ 管防護の適否</p> <p>(3) 通気配管の適否</p> <p>(4) ます及び掃除口等の設置位置の適否</p> <p>(5) 器具及び材料の適否</p> <p>(6) 阻集器及び除害施設の適否</p> <p>3 手数料の納入 排水設備工事申請の設計審査承認後に設計審査・工事検査手数料を納入すること。</p> <p>4 工事の着手 排水設備工事は、次の項目後に工事着手すること。</p> <p>(1) 排水設備工事申請の設計審査承認 (2) 設計審査及び工事検査手数料の納入</p> <p>5 工事変更等の取扱い 当初申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。</p> <p>(1) 工事変更をする場合 工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。</p> <p>(2) 工事を中止する場合 工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">2-3-2</p>	<p>※一部項目のずれに伴う掲載 (内容変更なし)</p>

現行

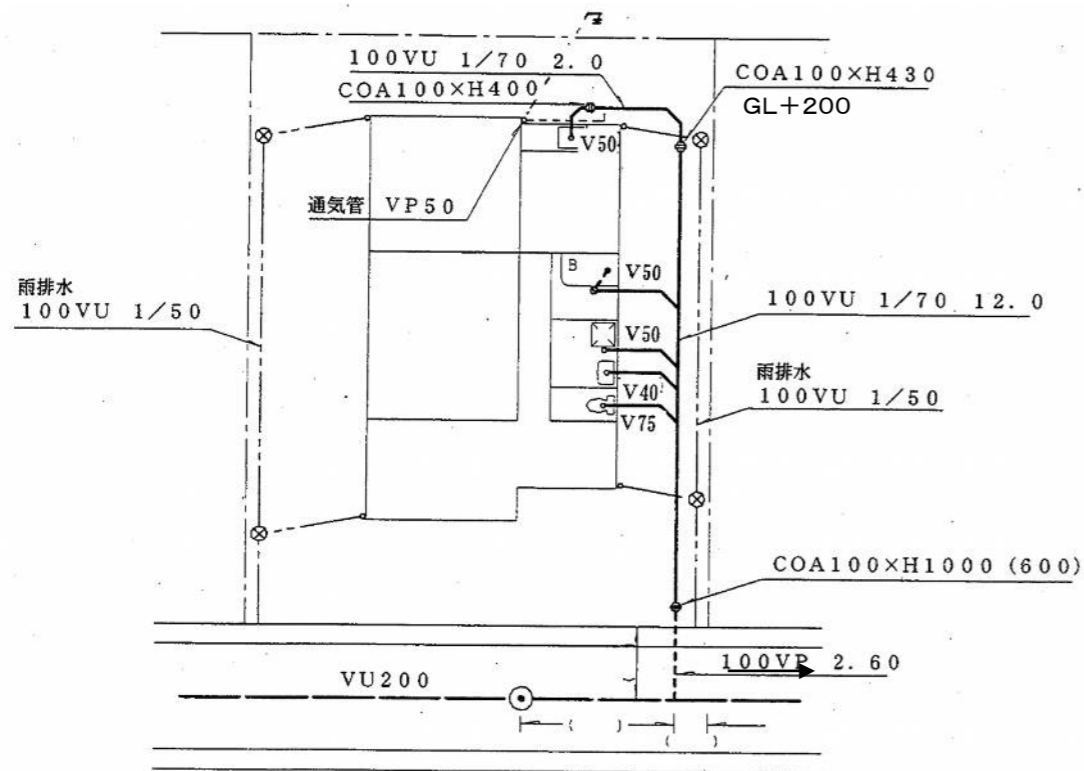


図 3-2 排水設備標準図 (例 1) 平面図縮尺 1/200

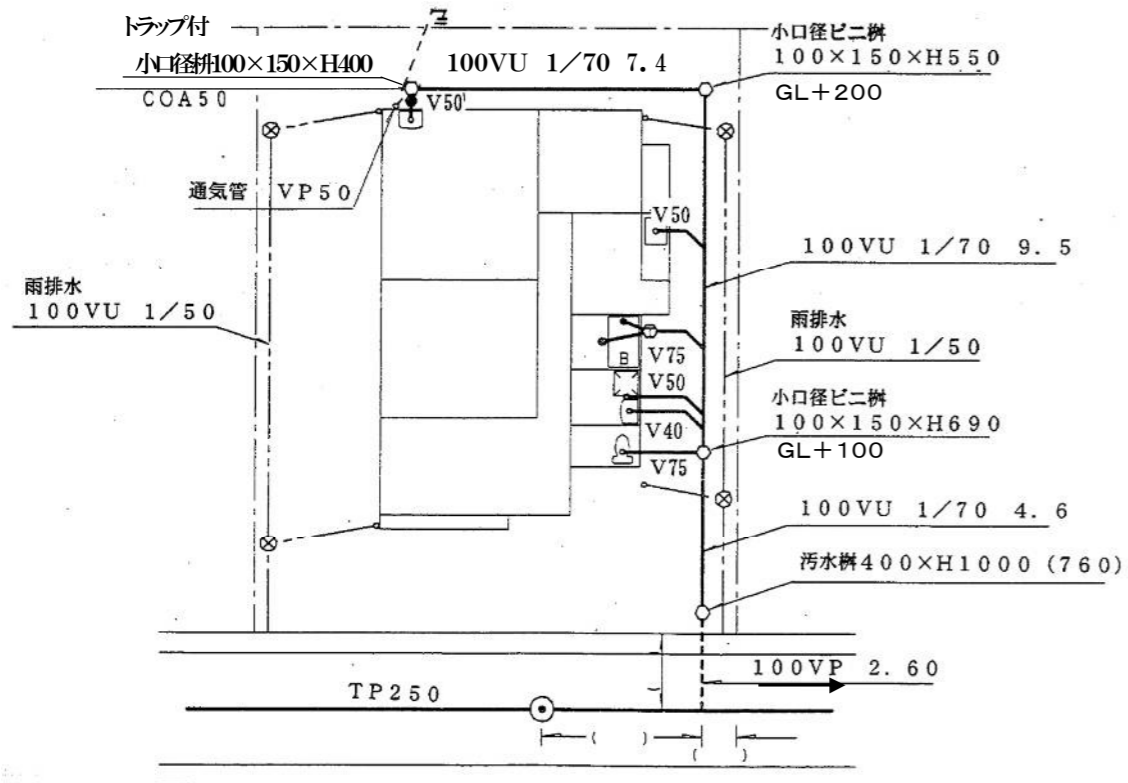


図 3-3 排水設備標準図 (例 2) 平面図縮尺 1/200

3-1-6

改正案

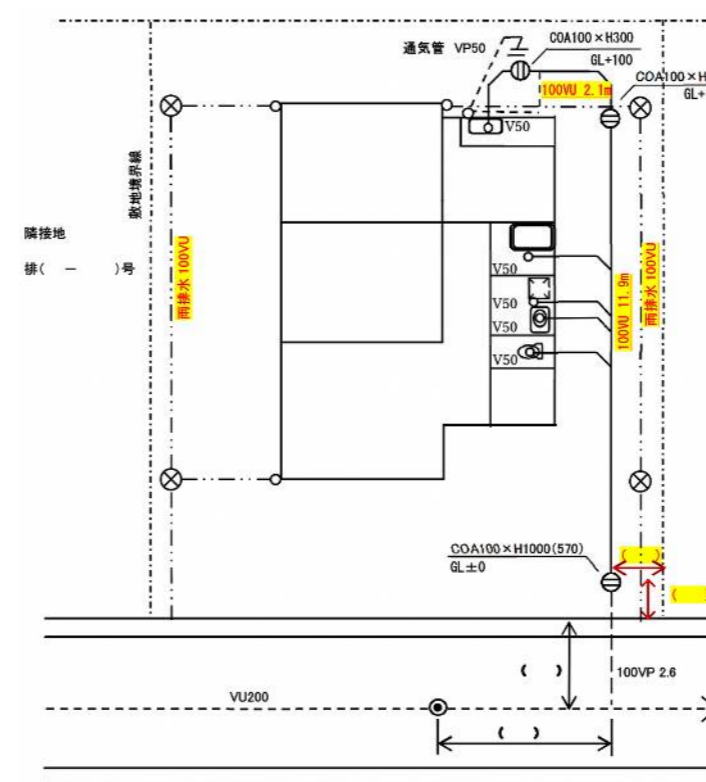


図 3-2 排水設備標準図 (例 1) 平面図縮尺 1/200

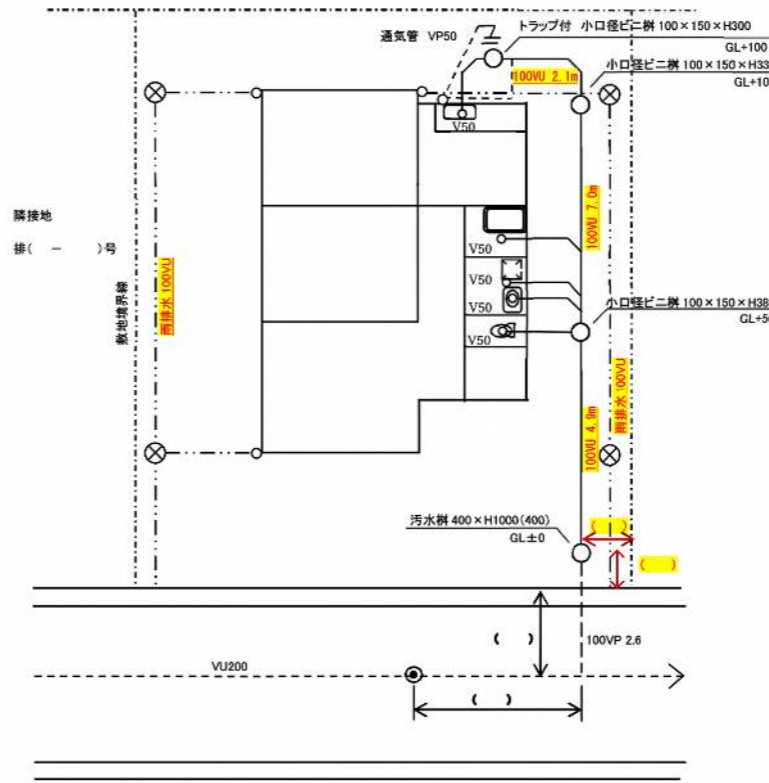


図 3-3 排水設備標準図 (例 2) 平面図縮尺 1/200

3-1-6

備考

【修正】
・勾配表記の削除

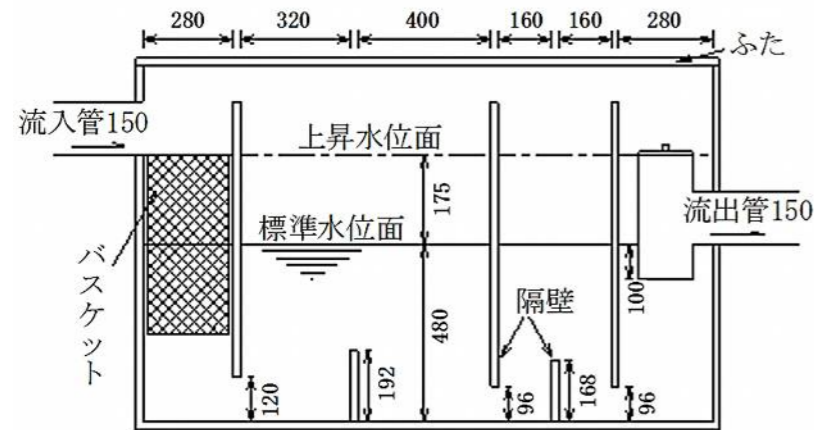
現 行

改正案

備 考

(2) 構造の決定

- ア 阻集器の（長さ）：（幅）：（標準水位面から底部までの深さ）の割合を，（2.0）：（1.0）：（0.6）とすると，阻集器の実容量が609.0ℓであるので，長さ×幅×深さは，1600mm×800mm×480mm（実容量614.4ℓ）となる。（容量算定：609.0ℓ < 構造算定614.4ℓ OK）
- イ 阻集器の各部分の寸法は，図-2を基に，図-3のように決定する。

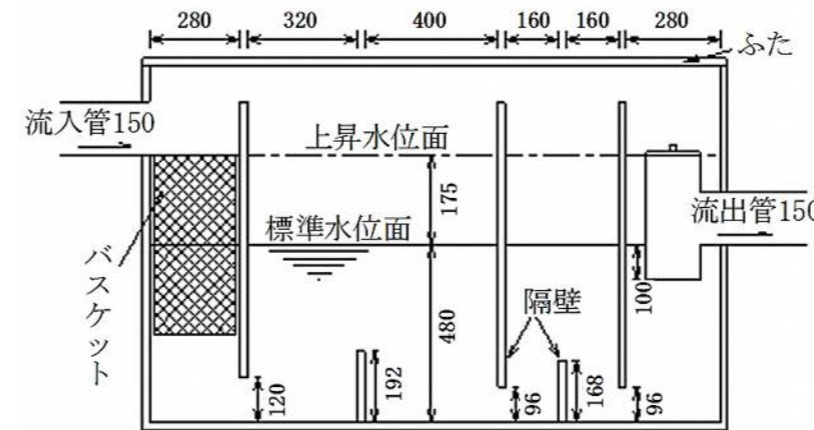


) 構造算定は、幅寸法を仮定し、長さ×幅×深さにより実容量を求め、その値が(1)で算定した実容量より上回るよう、幅寸法を決定する。

※ 特定施設を設置する特定事業場については，下水処理課と事前に協議を行うものとする。

(2) 構造の決定

- ア 阻集器の（長さ）：（幅）：（標準水位面から底部までの深さ）の割合を，（2.0）：（1.0）：（0.6）とすると，阻集器の実容量が609.0ℓであるので，長さ×幅×深さは，1600mm×800mm×480mm（実容量614.4ℓ）となる。（容量算定：609.0ℓ < 構造算定614.4ℓ OK）
- イ 阻集器の各部分の寸法は，図-2を基に，図-3のように決定する。



) 構造算定は、幅寸法を仮定し、長さ×幅×深さにより実容量を求め、その値が(1)で算定した実容量より上回るよう、幅寸法を決定する。

※ 特定施設を設置する特定事業場については，**水再生課**と事前に協議を行うものとする。

【修正】
・課名変更に伴う修正。

旧	新	備 考
	<p style="text-align: right;">資料 1 1</p> <p>鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、給水装置・排水設備工事（以下「給排水設備工事」という。）に関連する申請等を、鹿児島市水道局給排水設備工事申請システムを利用して行うために必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）指定工事業者等 鹿児島市給水条例（昭和43年条例第43号）第6条で定める指定給水装置工事業者および鹿児島市下水道条例（昭和42年条例第122号）第7条で定める指定排水設備工事業者その他別途給排水設備課長が定める者をいう。</p> <p>（2）システム 鹿児島市水道局給排水設備工事申請システムをいう。</p> <p>（システムの利用者登録）</p> <p>第3条 指定工事業者等は、次の各号に定める規約等に同意した上であらかじめ利用者登録を行わなければならない。</p> <p>（1）鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱要領（当要領）</p> <p>（2）鹿児島市kintone利用規約</p> <p>（3）鹿児島市kintone個人情報保護方針（プライバシーポリシー）</p> <p>2 利用者登録を行う際は、以下の書類等を用意すること。ただし、給排水設備課長が別途定める者についてはこの限りではない。</p> <p>（1）登録するメールアドレス</p> <p>（2）指定証の写し（撮影・スキャンしたPDFデータまたは画像データ）</p> <p>（3）指定工事業者等情報</p> <p>3 登録するメールアドレスは、指定工事業者等1者につき1つとし、他の指定工事業者等が登録しているメールアドレスを利用した重複登録は不可とする。ただし、給排水設備課長が別途定める条件を満たす者については、この限りではない。</p> <p>4 指定工事業者等は、利用者登録処理が完了した翌日の0時からシステムの利用ができるものとする。</p> <p>（システムの利用）</p> <p>第4条 システムのうち、指定工事業者等が利用できるものは給排水設備課長が別途定める。</p> <p>2 システムはメンテナンス時間を除き原則24時間365日受付を行うが、水道局による事務処理は、原則として水道局の開庁時間内とする。</p> <p>3 指定工事業者等によるシステムを利用して行う各種申請については、鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第125号。以下「オンライン化条例」</p> <p style="text-align: center;">参-11-1</p>	<p>【参考資料追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請導入に伴い、電子申請導入に関する取扱の掲載

旧	新	備考
	<p>という。)第3条第2項に基づき、オンライン化条例第2条第1号で定義する条例等で定める書面 により 行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を準用し、各種事前協議については、 当該事前協議について定める要綱・基準に基づき、当該事前協議について定める要綱・基準に 定める書面により行われたものとみなして、当該事前協議に関する要綱・基準等の規定を準用 する。</p> <p>4 指定工事業者等は、システムを利用して各種申請を行う際、記載されている内容を十分に確認 すること。</p> <p>5 提出する添付書類は1ファイルにつき10メガバイトを上限とし、入力フォームで指定された ファイル形式とする。</p> <p>6 給排水設備工事申請において、委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第 14号）に定める様式第1号の4および鹿児島市下水道条例施行規程（昭和52年水道局規程第 11号）に定める様式第1号の3）を提出する際は、工事申請者が記名押印または署名した用紙 を電子化したファイルを提出すること。</p> <p>7 指定工事業者等は、システムを利用して定期的に申請の事務処理進捗状況等を確認し、状況に 応じた対応を速やかに行うこと。</p> <p>8 申請内容に不備がある場合などの補正指示は原則としてシステムを利用して行う。 （その他）</p> <p>第5条 システムに関するその他必要な事項は給排水設備課長が別途定める。</p> <p>2 システムを利用する指定工事業者等が、システムの運営に大きく損害を与える若しくは与える おそれがあると判断した場合、給排水設備課長は状況に応じて当該指定工事業者等のシステムの 利用停止、登録の抹消その他必要な措置を行うことができる。</p> <p>付 則（令和8年3月31日 制定） この取扱は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">参-11-2</p>	